第三十号

令和元年

曜 \exists

八月二十六日

月

目 次

告 示

○建築基準法に基づく道路位置指定…………

示

告

山梨県告示第七十五号

路の区域を変更する。その関係図面は、 設事務所吉田支所において、この告示の日から令和元年九月十七日まで一般の縦覧に供 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

令和元年八月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類 県道

路線 名 山北山中湖線

三 道路の区域

先者で表して流木立里で言朋ープラ	有邪智邦山中胡寸平予字言為一九五三番一地先から南都留郡山中湖村平野字宮脇一九五二番一	区
新	旧	の旧 別新
八· 二四 六· 〇	八· 一四 二· 四	(メートル)敷地の幅員
三七・一	三七・一	(メートル) 長

山梨県告示第七十六号

Щ

梨 県

公

報

第三十号

令和元年八月二十六日

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

> 所において、この告示の日から令和元年九月十七日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、 令和元年八月二十六日 山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

県道	種道 類路
場山	路
線梨 市 停 車	線
車	名
○番一○地先まで 山梨市下神内川字竹井田一八 山梨市上神内川字古宮一三五	X
八五	間
三五七・〇	(メートル) 長
月二十六日 十六日	期日開始の

山梨県告示第七十七号

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 (峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県中北建設事務所

令和元年八月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

指定の年月日 令和元年八月十九日

指定道路の位置 南アルプス市藤田字双柳二千五百七十二番一二

指定道路の幅員 最大六・一三メートル 最小四・八七メートル

一〇八・二九メートル

四三

指定道路の延長

発行者	山梨
山梨県	梨県公報
	第三十号
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和元年;
六番一号	令和元年八月二十六日
印刷所	
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
六番	
	1 11114
	六